

第6回太良町議会（定例会第4回）

令和4年12月2日～12月9日

議案

令和4年第6回太良町議会（定例会第4回）

会期（案）

会 期 8日間（12月2日～12月9日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘要
第1日	12. 2	金	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 行政報告・議案一括上程 町長の提案理由の説明 委員長報告
第2日	12. 3	土	休会	—	
第3日	12. 4	日	休会	—	
第4日	12. 5	月	（議案調査）		
第5日	12. 6	火	本会議	9時30分	一般質問
第6日	12. 7	水	（議案調査）		
第7日	12. 8	木	（議案調査）		
第8日	12. 9	金	本会議	9時30分	委員長報告 議案審議・討論・採決・閉会

令和4年第6回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第1号

第1日目

12月2日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	行政報告について
日程第 5	議案一括上程 町長提案 議案第62号～議案第88号 町長の提案理由の説明
日程第 6	委員長報告 総務常任委員会（行政視察） 経済建設常任委員会（行政視察）

令和4年第6回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第2号

第2日目

12月6日（火）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	一 般 質 問

令和4年第6回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第3号

第3日目

12月9日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議員定数に関する特別委員長報告 請願第1号 太良町議会の議員定数削減に関する請願について
日程第 3	議案第62号 太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第63号 太良町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第64号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 6	議案第65号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
日程第 7	議案第66号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第67号 太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第68号 太良町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
日程第10	議案第69号 太良町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第70号 太良町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について
日程第12	議案第71号 太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第72号 太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第14	議案第73号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第74号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第75号 2年災47-101号御手水地区災害復旧工事の請負変更契約の締結について
日程第17	議案第76号 指定管理者の指定について

日 程	件 名
日程第18	議案第77号 指定管理者の指定について
日程第19	議案第78号 指定管理者の指定について
日程第20	議案第79号 指定管理者の指定について
日程第21	議案第80号 指定管理者の指定について
日程第22	議案第81号 指定管理者の指定について
日程第23	議案第82号 令和4年度太良町一般会計補正予算（第8号）について
日程第24	議案第83号 令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第25	議案第84号 令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第26	議案第85号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）について
日程第27	議案第86号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
日程第28	議案第87号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第29	議案第88号 令和4年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について
日程第30	閉会中の付託事件について

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	議案上程 町長提案 議案第89号 ~ 議案第90号 町長の提案理由の説明
追加日程第 2	議案第89号 教育委員会教育長の任命について
追加日程第 3	議案第90号 教育委員会委員の任命について

提出議案目録

- 議案第62号 太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 太良町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について
- 議案第65号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 議案第66号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 議案第68号 太良町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 議案第69号 太良町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 太良町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第71号 太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第72号 太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第73号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 2年災47-101号御手水地区災害復旧工事の請負変更契約の締結
について
- 議案第76号 指定管理者の指定について
- 議案第77号 指定管理者の指定について
- 議案第78号 指定管理者の指定について
- 議案第79号 指定管理者の指定について
- 議案第80号 指定管理者の指定について

議案第81号 指定管理者の指定について

議案第82号 令和4年度太良町一般会計補正予算（第8号）について

議案第83号 令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第84号 令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第85号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）について

議案第86号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について

議案第87号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算（第4号）について

議案第88号 令和4年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について

上記のとおり

令和4年12月2日

太良町長 永 淵 孝 幸

追加提出議案目録

議案第89号 教育委員会教育長の任命について

議案第90号 教育委員会委員の任命について

上記のとおり

令和4年12月9日

太良町長 永 淵 孝 幸

議員派遣の報告

令和4年12月2日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 第25回市町行政講演会

- (1) 目的 地方自治体に携わるものとしての職務遂行に必要な知識および諸情報を取得して、更なる活性化を図り住民福祉の向上に資する。
- (2) 派遣場所 佐賀市文化会館
- (3) 期間 令和4年10月31日
- (4) 派遣議員 坂口議長、山口議員、西田議員、待永議員、竹下議員、田川議員

2 令和4年度 町議会広報研修会

- (1) 目的 議会活動に対する住民の理解と関心を深めることが求められている状況にかんがみ、議会広報の発展に資するため。
- (2) 派遣場所 佐賀県市町会館
- (3) 期間 令和4年11月24日
- (4) 派遣議員 議会広報編集特別委員会委員 5人

令和4年12月2日

太良町議会議長 坂 白 久 信 様

議員定数に関する特別委員会
委員長 川 下 武 則

委員会請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、太良町議会会議規則第90条第1項及び太良町議会請願・陳情取扱規程第9条第1項の規定により報告します。

記

受理 番号	付 託 年月日	件 名	審査の結果	委員会 の意見	措置
1.	R4.3.4	請願第1号 太良町議会の 議員定数削減に関する請願 について	賛成少数をもって不採 択すべきものと決定		

令和4年第6回太良町議会
(定例会第4回)

一般質問通告書

太良町議会

受付 月日	受付 番号	通告者氏名	質 問 事 項 要 旨	答弁者
11. 14	1	待永るい子	1. マイナンバーカード取得について マイナンバーカードに関しては、国を挙げての施策にも関わらず、全国的に取得率が伸び悩んでいる状況です。このマイナンバーカード取得について問う。 (1) 太良町におけるマイナンバーカード取得率はどれくらいか。 (2) 太良町が設置している目標はどれくらいか。 (3) 目標値に向けて具体的にどのような取り組みを続けていくのか。	町 長
			2. コロナ感染症等対策補助金について コロナ感染症が発生して3年の歳月が過ぎ、ウクライナ情勢や円安状況などの影響が重なり、住民の生活には苦しいものがあります。このコロナ感染症等の国からの補助金について問う。 (1) コロナ感染症に対する補助金は令和2年、3年、4年、それぞれどれくらいか。 (2) コロナ感染症以外のもので、経済対策等の補助金はあったのか。あったのなら、内容はどうなっているか。 (3) 補助金については、使途が決まっているのか。 (4) 補助金に対して、太良町ではどのような使い方をしているのか。	町 長
			3. 公共施設のトイレの洋式化について 町民が使いやすく清潔なトイレを公共施設に設置することは、自治体の責務だと考える。この公共施設トイレの洋式化について問う。 (1) 公共施設のトイレの数はどれくらいか。 (2) 公共トイレの洋式化など、ハード面の整備計画はどうなっているのか。 (3) 現在、公共施設に於ける洋式トイレの数は男子トイレ、女子トイレそれぞれどれくらいか。	町 長
11. 22	2	山口 一生	1. 移住定住について 人口減少が急速に進む本町における、諸問題に対する取り組みについて問う。 (1) 10年後の本町の人口予測は。 (2) 現在の移住・定住に対する施策はなにか。そしてその効果は。 (3) 近年移住されている方はどのような点に惹かれて移住しているか。 (4) 事業後継者としての移住者受け入れの体制をつくることは可能か。	町 長

議案第62号

太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

太良町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町課設置条例の一部を改正する条例（案）

太良町課設置条例（昭和30年太良町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「オ」の次に「漁港、」を加え、同条第9号中「漁港、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に、この条例による改正前の太良町課設置条例第2条の規定により分掌された事務は、この条例による改正後の太良町課設置条例第2条の規定により分掌された事務とみなす。

（提案理由）

課の事務分掌について変更する必要があるため、太良町課設置条例の一部を改正したいので、この案を提出する

議案第63号

太良町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

太良町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律に基づき、太良町職員の定年等に関する
条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町職員の定年等に関する条例(昭和 59 年太良町条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 定年制度(第 2 条—第 5 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制(第 6 条—第 11 条)

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制(第 12 条・第 13 条)

第 5 章 雑則(第 14 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「昭和 25 年法律第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を「第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 年」を「65 年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、町立太良病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢 70 年とする。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その職務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第5項中「前各号」を「前各項」に、「手続き」を「手続」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和30年太良町条例第7号)第10条の3第1項に規定する職
- (2) 太良町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年太良町条例第16号)第4条に規定する職員が占める職
- (3) 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年太良町条例第10号)第5条に規定する職員が占める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13

条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第 10 条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力(次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等をする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第 9 条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 3 項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定に

より延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(町が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広

域連合をいう。)の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第 5 章 雑則

(委任)

- 第 14 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 3 条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65 年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

- 4 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における太良町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和 4 年太良町条例第〇号。次項において「令和 4 年改正条例」という。)による改正前の第 3 条ただし書に規定する職員に対する第 3 条第 2 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70 年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	66 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	67 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	68 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	69 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第 3 条第 2 項及び令和 4 年改正条例による改正前の第 3 条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情

報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 6 条関係）

- (1) 病院、療養所及び診療所
- (2) 保健所

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 11 条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の太良町職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の太良町職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年（新条例第 3

条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)で

あって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則

第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(町が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときに

おける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職

を含む。)

- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第64号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条
例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律に基づき、地方公務員法の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、この案を
提出する。

別紙

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例（案）

（太良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 太良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年太良町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和30年太良町条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（降給に関する経過措置）

2 職員の給与に関する条例（昭和30年太良町条例第7号）附則第6項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

3 第2条第2項の規定は、前項に規定する措置の適用を受ける職員には、適用しない。この場合において、当該職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和30年太良町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に、「勤務地手当」を「地域手当」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年太良町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1

項」に改め、「で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 4 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 12 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(太良町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 5 条 太良町職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年太良町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 太良町職員の定年等に関する条例第 9 条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第 9 条に次の 1 号を加える。

(3) 太良町職員の定年等に関する条例第 9 条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第 14 条の表給与条例第 5 条第 11 項の項を削り、同表給与条例第 10 条の 2 第 2 項第 2 号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表給与条例第 12 条第 1 項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表給与条例第 12 条第 5 項の項を削り、同表給与条例第 12 条第 6 項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表給与条例第 15 条の 2 の項を次のように改める。

給与条例第 15 条の 2	第 5 条第 3 項から第 10 項まで、第 8 条、第 9 条及び第 10 条の 4	第 8 条、第 9 条、第 10 条の 4 及び第 10 条の 5
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

第 16 条の表を次のように改める。

給与条例第 5 条第 11 項	地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)	地方公務員の育児休業に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)
	、当該定年前再任用短時間勤務職員	、当該任期付短時間勤務職員
	当該定年前再任用短時間勤務職員の属する	当該任期付短時間勤務職員の属する
	勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員	当該任期付短時間勤務職員
	同条第 1 項	勤務時間条例第 2 条第 1 項
職員の給与に関する条例第 10 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 12 条第 2 項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第 18 条第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改め、「(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)」を削る。

附則に次の 1 項を加える。

(給与条例附則第 6 項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え)

- 4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第 6 項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 6 条 職員の給与に関する条例(昭和 30 年太良町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第 5 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 11 項を次のように改める。

11 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2を削り、第5条の3を第5条の2とする。

第10条の2第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「1箇月当たりの運賃相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第15条の2第2項を次のように改める。

2 第5条第3項から第10項まで、第8条、第9条及び第10条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第17条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

6 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第8項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用さ

れる給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 太良町職員の定年等に関する条例(昭和59年太良町条例第37号)第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 太良町職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
 - (4) 太良町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 8 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第10項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 9 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定

により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第6項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第8項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 12 附則第6項から前項までに定めるもののほか、附則第6項の規定による給料月額、附則第8項の規定による給料その他附則第6項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円	円
年	1	150,100	199,000	234,600	266,700	292,100	322,400
前	2	151,300	200,700	236,100	268,500	294,200	324,600
再	3	152,500	202,300	237,600	270,000	296,500	327,000
任	4	153,600	204,100	239,100	271,800	298,600	329,200
用	5	154,700	205,600	240,500	273,500	300,600	331,500
短	6	155,900	207,300	242,200	275,100	302,900	333,600
時	7	157,000	209,100	243,600	277,000	305,300	335,800
間	8	158,100	210,800	245,100	279,100	307,600	338,100
勤	9	159,100	212,500	246,200	281,100	309,600	340,100
務	10	160,500	214,400	247,700	283,200	312,000	342,300

職員 以外 の 職員	11	161,900	216,200	249,100	285,300	314,200	344,500
	12	163,200	217,900	250,400	287,400	316,600	346,700
	13	164,400	219,200	251,900	289,500	318,800	348,700
	14	165,900	221,100	253,200	291,600	320,900	350,800
	15	167,500	222,800	254,400	293,600	323,200	352,800
	16	169,100	224,500	255,500	295,800	325,300	354,800
	17	170,200	226,200	257,000	297,700	327,300	356,800
	18	171,600	227,900	258,700	299,800	329,400	358,800
	19	173,100	229,400	260,100	301,900	331,500	360,600
	20	174,500	231,000	261,700	303,900	333,600	362,500
	21	175,800	232,400	263,200	306,000	335,500	364,500
	22	178,400	234,000	264,800	308,100	337,600	366,400
	23	180,900	235,400	266,500	310,100	339,700	368,400
	24	183,500	237,000	268,200	312,300	341,800	370,400
	25	185,900	238,000	270,100	314,100	343,400	372,400
	26	187,600	239,400	272,100	316,300	345,400	374,300
	27	189,300	240,800	273,900	318,400	347,300	376,400
	28	190,900	241,900	275,800	320,400	349,200	378,400
	29	192,300	243,200	277,600	322,400	350,900	379,900
	30	194,100	244,200	279,500	324,400	352,800	381,800
	31	195,800	245,100	281,400	326,500	354,700	383,600
	32	197,400	246,100	283,300	328,700	356,600	385,100
	33	199,000	247,300	284,900	330,100	358,500	386,900
	34	200,400	248,400	286,800	332,100	360,300	388,400
	35	201,700	249,300	288,700	334,100	362,200	389,900
	36	203,100	250,400	290,600	336,200	363,900	391,500
	37	204,400	251,300	292,300	338,100	365,300	392,900
	38	205,600	252,600	294,100	340,100	366,700	394,200
	39	206,800	254,000	295,900	342,100	368,100	395,400
	40	208,000	255,300	297,700	344,100	369,500	396,500
	41	209,400	256,600	299,400	346,000	370,800	397,600
	42	210,700	258,000	301,100	347,900	371,700	398,800

43	212,000	259,400	302,800	349,800	372,900	400,100
44	213,200	260,900	304,400	351,700	374,000	401,200
45	214,400	262,100	306,200	353,200	374,800	401,900
46	215,700	263,400	307,900	354,600	375,700	402,600
47	217,000	264,800	309,500	356,200	376,600	403,300
48	218,200	266,300	311,300	357,700	377,600	404,000
49	219,200	267,500	312,400	359,300	378,500	404,600
50	220,400	268,600	313,900	360,100	379,300	405,200
51	221,300	269,900	315,400	361,400	380,100	405,800
52	222,300	271,200	317,100	362,400	380,900	406,200
53	223,300	272,400	318,700	363,300	381,600	406,600
54	224,200	273,500	320,300	364,400	382,300	406,900
55	225,100	274,800	322,000	365,300	383,000	407,200
56	226,000	276,100	323,500	366,500	383,800	407,500
57	226,300	277,200	325,000	367,400	384,300	407,800
58	227,100	278,200	326,200	368,100	384,800	408,100
59	227,800	279,300	327,500	368,800	385,400	408,400
60	228,600	280,400	328,700	369,500	386,100	408,700
61	229,200	281,600	329,400	369,900	386,500	409,000
62	230,000	282,700	330,300	370,500	387,200	409,300
63	230,700	283,600	331,100	371,200	387,800	409,600
64	231,300	284,600	331,900	372,000	388,400	409,900
65	231,900	285,300	332,900	372,300	388,900	410,200
66	232,600	286,200	333,300	373,000	389,500	410,500
67	233,200	286,900	334,000	373,700	390,100	410,800
68	234,000	287,800	334,800	374,400	390,700	411,100
69	234,700	288,900	335,600	374,700	391,100	411,300
70	235,300	289,700	336,300	375,300	391,600	411,600
71	235,900	290,500	337,000	376,000	392,100	412,000
72	236,500	291,300	337,700	376,600	392,700	412,300
73	237,200	292,100	338,200	376,900	393,000	412,500
74	237,900	292,600	338,900	377,600	393,400	412,800

75	238,700	293,000	339,400	378,300	393,800	413,100
76	239,400	293,500	340,000	378,900	394,300	413,300
77	240,100	293,700	340,300	379,300	394,600	413,500
78	240,900	294,100	340,800	379,800	394,900	
79	241,700	294,300	341,200	380,400	395,200	
80	242,500	294,700	341,700	380,900	395,500	
81	243,100	294,900	342,100	381,400	395,700	
82	243,900	295,100	342,600	382,000	396,000	
83	244,600	295,500	343,100	382,500	396,300	
84	245,300	295,800	343,600	382,800	396,500	
85	246,000	296,100	343,900	383,300	396,700	
86	246,700	296,400	344,400	383,800	397,000	
87	247,400	296,700	344,900	384,200	397,300	
88	248,100	297,100	345,300	384,500	397,500	
89	248,700	297,400	345,600	384,900	397,700	
90	249,300	297,800	346,000	385,400	398,000	
91	249,800	298,100	346,500	385,800	398,300	
92	250,300	298,500	346,900	386,200	398,500	
93	250,600	298,700	347,100	386,500	398,700	
94		298,900	347,500	387,000		
95		299,300	348,000	387,400		
96		299,700	348,400	387,800		
97		299,900	348,600	388,100		
98		300,200	349,000	388,700		
99		300,600	349,400	389,100		
100		301,000	349,800	389,500		
101		301,200	350,100	389,800		
102		301,500	350,500			
103		301,900	350,900			
104		302,200	351,300			
105		302,400	351,800			
106		302,700	352,200			

107		303,100	352,600			
108		303,400	353,000			
109		303,600	353,500			
110		304,000	353,900			
111		304,400	354,200			
112		304,700	354,500			
113		304,900	355,000			
114		305,200				
115		305,500				
116		305,900				
117		306,100				
118		306,300				
119		306,600				
120		306,900				
121		307,300				
122		307,500				
123		307,800				
124		308,100				
125		308,400				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年太良町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第15条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め

る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第8条 職員の旅費に関する条例(昭和31年太良町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

別表第3中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(太良町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 太良町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年太良町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年太良町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第24条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(太良町職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 太良町職員の再任用に関する条例(平成13年太良町条例第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)

第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。

(太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 3 条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 4 条の規定による改正後の太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第 3 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 5 条第 2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第 3 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 5 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 6 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第 10 条の 2 第 2 項並びに第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 17 条第 3 項の規定を適用する。

6 新給与条例第 18 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における

勤勉手当の額と同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 職員の給与に関する条例第 5 条第 3 項及び第 6 項から第 10 項まで、第 8 条、第 9 条並びに第 10 条の 4 並びに新給与条例第 5 条第 4 項及び第 5 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第 6 項から第 12 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。
(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 5 条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第 4 条、第 4 条の 2 及び第 12 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
(職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 6 条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 8 条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例の規定を適用する。
(太良町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 7 条 太良町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条、第 6 条及び第 15 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
(町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 8 条 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条から第 8 条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第65号

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律に基づき、職員の高齢者部分休業に関する条例を制定したいので、この案を提出する。

別紙

職員の高齢者部分休業に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業）

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

（高齢者部分休業取得中の給与）

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和30年太良町条例第7号）第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）及びこれに対する管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

2 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年太良町条例第5

号)の一部を次のように改正する

第14条に次の1項を加える。

- 3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、高齢者として町長が定める年齢に達した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(太良町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 太良町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年太良町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、高齢者として町長が定める年齢に達した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 4 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年太良町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

- 3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、高齢者として管理者が定める年齢に達した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議案第66号

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償を改定するため、太
良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例（案）

太良町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和
57年太良町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「

太良町予防接種健康被害調 査委員会委員	日額 4,000円	〃
------------------------	-----------	---

」を「

太良町予防接種健康被害調 査委員会委員(医師・薬剤 師)	日額 20,000円	〃
〃(その他)	日額 4,000円	〃

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第67号

太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

し尿汲取手数料の見直しに伴い、手数料の額の改定及び字句の整理をするため、太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出する。

別紙

太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例
の一部を改正する条例（案）

太良町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（昭和55年太良町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条に定める廃棄物をいう。
- (3) 占有者 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。）をいう。
- (4) 容器 一般廃棄物収集に用いる容器をいう。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

第3条を次のように改める。

占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる廃棄物は、自ら処分するように努めなければならない。ただし、自ら処分できない一般廃棄物については、町が指定する各別の容器に入れ、一般廃棄物の処理計画に従ってこれを指示する場所に搬出しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の一般廃棄物には、次に掲げるものを混入してはならない。
 - (1) 特別管理一般廃棄物
 - (2) 有毒性のあるもの

- (3) 危険性のあるもの
- (4) 著しく悪臭を発するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の適正な処理を著しく困難にするもの

第7条ただし書中「法第7条第4項の規定により、」を「別表第2に定める手数料を」に改める。

別表第2中「160円」を「207円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 し尿汲取手数料の額は、上記により算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間は、別表第2の規定中「207円」とあるのは、「172円」とし、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、同表中「207円」とあるのは、「184円」とし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、同表中「207円」とあるのは、「196円」とする。

議案第68号

太良町中小企業・小規模企業振興条例の制定について

太良町中小企業・小規模企業振興条例を別紙のとおり制定したいので、
議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

本町は、中小企業・小規模企業が占める割合が高く、その振興が地域の活性化に欠かせないことから、これを施策の柱として位置付けるためにこの案を提出する。

別紙

太良町中小企業・小規模企業振興条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、太良町（以下「町」という。）の発展に果たす重要な役割を中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）が担っていることに鑑み、中小企業等の振興について基本となる事項を定め、町民、中小企業・小規模企業支援機関（以下「支援機関」という。）及び町のそれぞれの役割等を明らかにし、中小企業等の振興に関する総合的な施策を推進することにより、中小企業等の活性化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業支援機関 商工会その他中小企業に対する支援を行う団体、銀行、信用組合等の金融機関及び信用保証協会をいう。
- (4) 大企業者 中小企業等以外の事業者であって、町内に事務所等を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業等の振興は、地域における経済の安定・雇用の確保並びに住民生活の維持向上などに寄与することから、町は、中小企業等の自らの創意工夫及び自発的な努力を尊重しながら、国、県その他関係機関との連携を図って、その成長と持続的発展を助長・推進するものとする。

（基本的施策）

第4条 町は、前条に定める基本理念に基づく中小企業等の振興に関する基本的施策の実施については、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 生産性向上等による経営安定の促進及び経営革新の支援に関すること。
- (2) 地域資源を活用した産業の発展及び創出の促進に関すること。
- (3) 町の活性化につながるまちづくり環境整備の支援に関すること。
- (4) 雇用の促進及び労働環境整備の支援に関すること。

- (5) 事業を担う人材の確保及び育成に関すること。
- (6) 円滑な事業継承の推進に関すること。
- (7) 創業及び新事業創出の促進に関すること。
- (8) 販路及び受注機会の拡大に関すること。
- (9) 農商工等の連携及び6次産業化の促進に関すること。
- (10) 融資制度等による資金供給の円滑化に関すること。
- (11) 企業立地の促進に関すること。
- (12) 町産業の魅力発信に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(町の責務)

第5条 町は、基本理念に基づき、中小企業等の振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

(中小企業等の努力)

第6条 中小企業等は、経済的社会的環境の変化に応じてその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るように努めるものとする。

2. 中小企業等は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

3. 中小企業等は、自らの経営能力の向上並びに中小企業者等相互の交流及び連携を図るため、商工会が町の中小企業等の振興に関する施策の実施に当たり重要な役割を担う機関であることを踏まえ、商工会への積極的な加入に努めるとともに、その他の地域別又は業種別の中小企業団体への加入に努めるものとする。

(支援機関の役割)

第7条 支援機関は、中小企業等の経営の改善及び向上並びに雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努める取組を積極的に支援するとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策について相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業等の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、中小企業等との連携を図るとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2. 大企業者は、その事業活動において原材料、物品等を調達する場合には、中小企業等の製品、サービス等の積極的な活用に努めるものとする。

(町民の理解及び協力)

第9条 町民は、中小企業等の振興が自らの生活の安定及び向上並びに地域社

会の活性化に寄与することを理解し、町又は支援機関が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定及び見直し)

第10条 町は、中小企業等の振興に資する施策を太良町総合計画に盛り込むものとし、その成果について評価及び検証を行い、定期的に見直さなければならない。

(意見の聴取等)

第11条 町は、中小企業等の振興に関する施策について、中小企業等、中小企業等その他町長が必要と認める者からの意見を聴いた上で検討し、より効果的な施策の策定及び実施に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 町は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

太良町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町特別会計条例の一部を改正する条例（案）

太良町特別会計条例（昭和39年太良町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

簡易水道事業の地方公営企業法一部適用に伴い、太良町特別会計条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

議案第70号

太良町簡易水道事業基金条例を廃止する条例の制定について

太良町簡易水道事業基金条例を廃止する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永淵孝幸

太良町簡易水道事業基金条例を廃止する条例（案）

太良町簡易水道事業基金条例（昭和39年太良町条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

簡易水道事業の地方公営企業法一部適用に伴い、太良町簡易水道事業基金条例を廃止したいので、この案を提出する。

議案第71号

太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、太良町水道事業の
設置等に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町水道事業の設置等に関する条例(昭和46年太良町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「運営させなければ」を「運営されなければ」に改める。

第4条中「見積価格」を「見積価額」に改める。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第6条の見出し中「負担付」を「負担付き」に改め、同条中「基づく」を「より」に、「負担付」を「負担付き」に改める。

第7条第2項中「の各号」及び「、5月31日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を」を削り、同条第3項中「できるだけすみやかにそれを」を「、できるだけ速やかにこれを」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

太良町簡易水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

簡易水道事業の地方公営企業法一部適用に伴い、太良町簡易水道事業の設置等に関する条例を制定したいので、この案を提出する。

別紙

太良町簡易水道事業の設置等に関する条例（案）

（設置）

第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第3条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 大浦地区簡易水道事業の給水区域は、次の区域とする。

区域	区域
広江	田古里
亀ノ浦	津ノ浦
野崎	道越
竹崎	今里の一部
牟田	日ノ辻

3 蕪田地区簡易水道事業の給水区域は、次の区域とする。

区域
蕪田
柳谷

4 里地区簡易水道事業の給水区域は、次の区域とする。

区域
里
野上
中畑
平野

青木平

5 伊福地区簡易水道事業の給水区域は、次の区域とする。

区域

伊福

江岡

6 喰場地区簡易水道事業の給水区域は、次の区域とする。

区域

喰場

端月

7 中尾地区簡易水道事業の給水区域は、次の区域とする。

区域

中尾

大野の一部

8 大野地区飲料水供給事業の給水区域は、次の区域とする。

区域

大野の一部

9 大川内地区飲料水供給事業の給水区域は、次の区域とする。

区域

大川内

10 下中山地区飲料水供給事業の給水区域は、次の区域とする。

区域

中山の一部

11 板ノ坂地区飲料水供給事業の給水区域は、次の区域とする。

区域

板ノ坂

12 上今里地区飲料水供給事業の給水区域は、次の区域とする。

区域

今里の一部

津ノ浦の一部

13 山根地区飲料水供給事業の給水区域は、次の区域とする。

区域
山根

1 4 嘉瀬ノ坂地区飲料水供給事業の給水区域は、次の区域とする。

区域
嘉瀬ノ坂

1 5 給水人口は、7,563人とする。

1 6 1日最大給水量は、2,416.1立方メートルとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 支出伝票に係る帳票の管理に関する事務
- (4) 収入伝票の発行に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 簡易水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が30万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該

決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、簡易水道事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第73号

太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例（案）

太良町簡易水道給水条例（平成10年太良町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、太良町簡易水道給水条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

議案第74号

太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

太良町消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町消防団条例の一部を改正する条例（案）

太良町消防団条例(令和3年太良町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「費用弁償」を「出動報酬等」に改め、同条第1項中「出動手当」を「出動報酬」に、「火災発生の場合 1回につき 1,600円」を「火災発生の場合 1回につき 4,000円」に、「大規模災害の場合 1回につき 4,800円」を「大規模災害の場合 1日につき 8,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年度から適用する。

(提案理由)

太良町消防団条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

議案第75号

2年災47-101号 御手水地区災害復旧工事の請負変更契約の
締結について

2年災47-101号 御手水地区災害復旧工事請負変更契約を下記により
締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例(昭和39年太良町条例第15号)第2条の規定により、議会の議決を求め
る。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

- | | | | |
|-----------|------------------------|----------------|--|
| 1 工 事 名 | 2年災47-101号 御手水地区災害復旧工事 | | |
| 2 請 負 金 額 | 変更前 | 85,800,000円 | |
| | 変更後 | 96,734,000円 | |
| | 変更による増額 | 10,934,000円 | |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 | | |
| 4 契約の相手方 | 住所 | 太良町大字大浦丙925番地7 | |
| | 氏名 | 株式会社川武潜水興業 | |
| | 代表取締役 | 川下淑子 | |

(提案理由)

2年災47-101号 御手水地区災害復旧工事について、請負契約の変更
契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例の規定により、この案を提出する。

議案第76号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名 称	指定する団体	指定の期間
太良町農村公園	太良町大字多良 8960 番地 2 大川内区	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、太良町農村公園の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第77号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町健康の森公園	太良町大字多良 3217 番地 3 太良町森林組合	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、太良町健康の森公園の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第78号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永淵孝幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
竹崎城址展望台公園	太良町大字多良4177番地 森川造園	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、竹崎城址展望台公園の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第79号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永淵孝幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町特産品等展示販売 飲食施設「たらふく館」 及び「たらふく館別館」	太良町大字伊福甲3488番地2 特定非営利活動法人 たらふく館	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、太良町特産品等展示販売飲食施設「たらふく館」及び「たらふく館別館」の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第80号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永淵孝幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町活性化センター	太良町大字伊福甲 3488 番地 2 特定非営利活動法人 たらふく館	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、太良町活性化センターの指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第81号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

太良町長 永淵孝幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町観光案内所	太良町大字伊福甲 3488 番地 2 太良町観光協会	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、太良町観光案内所の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

令和 4 年度太良町一般会計補正予算 (第 8 号)

令和 4 年度太良町一般会計補正予算 (第 8 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 59, 181 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 827, 317 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

- 第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 12 月 2 日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		24,771	708	25,479
	1. 分担金	8,037	708	8,745
14. 国庫支出金		931,182	10,856	942,038
	1. 国庫負担金	469,548	8,632	478,180
	2. 国庫補助金	458,960	2,224	461,184
15. 県支出金		558,924	9,179	568,103
	1. 県負担金	244,394	3,149	247,543
	2. 県補助金	287,265	6,030	293,295
18. 繰入金		1,541,790	36,862	1,578,652
	2. 基金繰入金	1,537,564	36,862	1,574,426
20. 諸収入		155,739	12,176	167,915
	5. 雑入	104,512	12,176	116,688
21. 町債		586,740	△10,600	576,140
	1. 町債	586,740	△10,600	576,140
歳入	合計	8,768,136	59,181	8,827,317

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,613,637	5,590	2,619,227
	1. 総務管理費	2,447,598	4,948	2,452,546
	3. 戸籍住民基本台帳費	33,561	642	34,203
3. 民生費		1,954,460	20,116	1,974,576
	1. 社会福祉費	1,304,501	12,750	1,317,251
	2. 児童福祉費	649,957	7,366	657,323
4. 衛生費		844,660	4,831	849,491
	1. 保健衛生費	576,924	△773	576,151
	2. 清掃費	267,736	5,604	273,340
6. 農林水産業費		674,217	5,409	679,626
	1. 農業費	389,638	4,772	394,410
	3. 水産業費	84,375	637	85,012
7. 商工費		354,323	69	354,392
	1. 商工費	354,323	69	354,392

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		477,437	15,352	492,789
	2. 道路橋梁費	377,460	1,552	379,012
	4. 港湾費	182	11,000	11,182
	5. 住宅費	43,135	2,800	45,935
		524,438	189	524,627
9. 消防費	1. 消防費	524,438	189	524,627
10. 教育費		640,748	1,005	641,753
	1. 教育総務費	83,871	82	83,953
	3. 中学校費	135,557	238	135,795
	4. 社会教育費	110,409	435	110,844
	5. 保健体育費	219,179	250	219,429
11. 災害復旧費		38,053	6,620	44,673
	1. 農林水産施設災害復旧費	32,978	4,720	37,698
	2. 公共土木施設災害復旧費	5,075	1,900	6,975
歳	合 計	8,768,136	59,181	8,827,317

第2表 地方債補正

1 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地等災害復旧事業債(現年災)	1,600	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
道路等災害復旧事業債(現年災)	400	〃	〃	〃

2 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前			補正後			
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	249,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	237,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
12. 分担金及び負担金	24,771	708	25,479	
14. 国庫支出金	931,182	10,856	942,038	
15. 県支出金	558,924	9,179	568,103	
18. 繰入金	1,541,790	36,862	1,578,652	
20. 諸収入	155,739	12,176	167,915	
21. 町債	586,740	△10,600	576,140	
歳入合計	8,768,136	59,181	8,827,317	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定		その他	
				国県支出金	地方債		
2. 総務費	2,613,637	5,590	2,619,227	750			4,840
3. 民生費	1,954,460	20,116	1,974,576	12,684			7,432
4. 衛生費	844,660	4,831	849,491	775		1,000	3,056
6. 農林水産業費	674,217	5,409	679,626	2,533		982	1,894
7. 商工費	354,323	69	354,392				69
8. 土木費	477,437	15,352	492,789			1,500	13,852
9. 消防費	524,438	189	524,627		△12,600		12,789

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10. 教育費	640,748	1,005	641,753			1,005	
11. 災害復旧費	38,053	6,620	44,673	3,293	2,000	708	
歳出合計	8,768,136	59,181	8,827,317	20,035	△10,600	4,190	
						45,556	

2 歳入

(款) 12. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
4. 災害復旧費分担金	1,247	708	1,955	1. 農林水産施設災害復旧費分担金	708	農地等災害復旧事業費分担金 (補助・現年災・15%)	
計	8,037	708	8,745				

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	412,219	7,699	419,918	1. 社会福祉費負担金	5,590	障害児施設給付費等負担金 (1/2)	
				2. 児童福祉費負担金	2,109	児童措置費負担金 (1/2)	
4. 災害復旧費国庫負担金	2,668	933	3,601	1. 公共土木施設災害復旧費負担金	933	道路等災害復旧事業費負担金 (2/3)	
計	469,548	8,632	478,180				

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

2. 民生費国庫補助金	108,855	1,275	110,130	2. 児童福祉費補助金	1,275	保育対策総合支援事業費補助金 (1/2)	825
						子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 (10/10)	450
3. 衛生費国庫補助金	38,331	949	39,280	1. 保健衛生費補助金	949	循環型社会形成推進交付金 (1/3)	388
						母子保健衛生費補助金 (1/2)	561
計	458,960	2,224	461,184				

(款) 15. 県支出金 (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 民生費県負担金	244,320	3,149	247,469	1. 社会福祉費負担金	2,795	障害児施設給付費等負担金 (1/4)	
				2. 児童福祉費負担金	354		
計	244,394	3,149	247,543				

(単位：千円)

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	2,645	750	3,395	1. 総務管理費補助金	750	さが暮らしスタート支援事業補助金 (3/4)	
3. 衛生費県補助金	5,416	387	5,803	1. 保健衛生費補助金	387	浄化槽設置整備事業費補助金 (1/3)	
4. 農林水産業費県補助金	177,301	2,533	179,834	1. 農業費補助金	2,533	中山間地域等直接支払交付金 (3/4)	1,252
						経営発展支援事業費補助金 (3/4)	1,281
8. 災害復旧費県補助金	19,931	2,360	22,291	1. 農林水産施設災害復旧費補助金	2,360	農地等災害復旧事業費補助金 (補助・現年災・50.0%)	
				計	287,265	6,030	293,295

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	88,545	33,380	121,925	1. 財政調整基金繰入金	33,380	財政調整基金繰入金
4. 下水道等事業基金繰入金	31,906	582	32,488	1. 下水道等事業基金繰入金	582	下水道等事業基金繰入金
9. ふるさと応援寄附基金繰入金	1,188,700	2,900	1,191,600	1. ふるさと応援寄附基金繰入金	2,900	ふるさと応援寄附基金繰入金
計	1,537,564	36,862	1,574,426			

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

3. 過年度収入	1	40	41	1. 過年度収入	40	過年度収入
4. 雑入	104,509	12,136	116,645	2. 雑入	12,136	佐賀県後期高齢者医療広域連合負担金精算返還金 7,956 介護保険費負担金精算金 4,180
計	104,512	12,176	116,688			

(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

6. 災害復旧債	1,500	2,000	3,500	1. 農林水産施設等災害復旧事業債	1,600	農地等災害復旧事業債 (現年災)
				2. 公共土木施設災害復旧事業債	400	道路等災害復旧事業債 (現年災)
8. 過疎対策事業債	249,700	△12,600	237,100	1. 過疎対策事業債	△12,600	過疎対策事業債
計	588,740	△10,600	576,140			

3 歳出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節区分	金額	説明
				特 国県支出金	財源				
					地方債	一般財源			
1. 一般管理費	325,023	4,262	329,285		4,262		847	時間外勤務手当	
							415	共済組合負担金	
								共済組合負担金 (再任用職員)	
								共済組合負担金 (特別職)	
							3,000	光熱水費	
4. 企画財政管理費	885,665	686	886,351	750	△64		686	柿藤地区広域市町村圏組合負担金 (総務費) △314	
計	2,447,598	4,948	2,452,546	750	4,198			さが暮らしスタート支援事業補助金 1,000	

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	33,561	642	34,203	642	135			個人番号カード交付事務職員報酬 (会計年度任用職員)
							286	時間外勤務手当
							67	共済組合負担金
							18	燃料費
							136	住民基本台帳ネットワークシステム機器保守委託料
計	33,561	642	34,203	642				

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国県支出金	源				
					地方債	一般財源			
1. 社会福祉総務費	252,329	441	252,770		441	3. 職員手当等	236	時間外勤務手当	
2. 老人福祉総務費	496,642	41	496,683		41	18. 負担金補助及び交付金	205	共済組合負担金	
4. 心身障害者福祉総務費	367,578	12,015	379,593	8,385	3,630	18. 負担金補助及び交付金	837	特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金 701	
5. 国民年金費	9,520	141	9,661		141	19. 扶助費	11,178	障害児通所支援利用者補助金 136	
6. 総合福祉保健センター管理費	105,470	0	105,470	561	△561	3. 職員手当等	141	障害児通所支援給付費	
7. 地域支援事業費	72,962	112	73,074		112	4. 共済費	112	時間外勤務手当 財源組替	
計	1,304,501	12,750	1,317,251	8,946	3,804			共済組合負担金 共済組合負担金 (再任用職員) 70	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 国県支出金	財 源				
					地方債	その他			
1. 児童福祉総務費	173,569	2,467	176,036	1,275			1,192	3. 職員手当等 82 扶養手当 70	
								4. 共済費 71 共済組合負担金	
								10. 需用費 1,824 消耗品費	
								18. 負担金補助及び交付金 450 子育て世帯生活支援特別給付金	
								22. 償還金利子及び割引料 40 国庫支出金精算返納金	
3. 児童措置費	464,741	4,899	469,640	2,463			2,436	12. 委託料 4,899 保育所運営委託料	
計	649,957	7,366	657,323	3,738			3,628		

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 区分	金額	説明
				特 国県支出金	財源					
					地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	83,297	176	83,473			176	4. 共済費	176	共済組合負担金	
2. 予防費	143,761	△4,694	139,067			△4,694	1. 報酬	12	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)	
							4. 共済費	70	共済組合負担金 (再任用職員)	
							7. 報償費	△240	健康増進計画及び食育推進計画策定委員報償金	
							8. 旅費	29	費用弁償	
							12. 委託料	△4,565	健康増進計画及び食育推進計画策定業務委託料	
3. 病院費	226,982	2,000	228,982			2,000	27. 繰出金	2,000	町立太良病院事業会計繰出金 (資本勘定)	
4. 環境衛生費	121,173	1,745	122,918			△30	18. 負担金補助及び交付金	1,710	家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	
							27. 繰出金	35	簡易水道特別会計繰出金 (公債費繰出分)	
計	576,924	△773	576,151			△2,548				

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 塵芥処理費	184,570	5,603	190,173			5,603	18. 負担金補助及び交付金	5,603	佐賀県西部広域環境組合負担金
2. し尿処理費	83,166	1	83,167			1	18. 負担金補助及び交付金	1	鹿島藤津地区衛生施設組合負担金
計	267,736	5,604	273,340			5,604			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 定 財 源	地方債	一般財源			
2. 農業総務費	55,890	27	55,917			27	27	共済組合負担金	
3. 農業振興費	78,675	3,310	81,985	2,533	400	377	18. 負担金補助及び交付金	親元就農給付金 360 経営発展支援事業費補助金 1,281 中山間地域等直接支払交付金 1,669	
7. 農地費	122,522	1,435	123,957			1,435	3. 職員手当等	住居手当 74 通勤手当 41 退職手当組合負担金 98	
計	389,638	4,772	394,410	2,533	400	1,839	4. 共済費 10. 需用費	共済組合負担金(再任用職員) 光熱水費	
							18. 負担金補助及び交付金	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

1. 水産業総務費	80,392	637	81,029		582	55	4. 共済費	共済組合負担金(再任用職員)
計	84,375	637	85,012		582	55	27. 繰出金	漁業集落排水特別会計繰出金

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 国県支出金	財 地方債	源 その他		区 分	金額	
1. 商工総務費	92,062	69	92,131				69	4. 共済費	.69	共済組合負担金
計	354,323	69	354,392				69			

(単位:千円)

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

1. 道路橋梁総務費	55,531	52	55,583				52	4. 共済費	42	共済組合負担金
								10. 需用費	10	光熱水費
2. 道路維持費	205,929	1,500	207,429			1,500		13. 使用料及び賃借料	1,500	重機借上料
計	377,460	1,552	379,012			1,500	52			

(款) 8. 土木費 (項) 4. 港湾費

1. 港湾管理費	182	11,000	11,182				11,000	18. 負担金補助及び交付金	11,000	県管港湾整備交付金事業負担金
計	182	11,000	11,182				11,000			

(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	43,135	2,800	45,935				2,800	10. 需用費	2,800	光熱水費
										修繕料
計	43,135	2,800	45,935				2,800			2,700

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 国県支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源	区 分		金 額
1. 常備消防費	144,605	10,589	155,194			10,589	18. 負担金補助及び交付金	10,589	杵藤地区広域市町村圏組合負担金(消防費)	
2. 非常備消防費	66,677	△12,170	54,507		△12,600	430	10. 需用費	440	修繕料	
3. 消防施設費	5,858	1,050	6,908			1,050	17. 備品購入費	△12,610	消防車両等	
							15. 原材料費	470	消防施設整備用材料	
							18. 負担金補助及び交付金	580	消防施設整備費補助金	
4. 防災費	307,298	720	308,018			720	3. 職員手当等	720	時間外勤務手当 管理職員特別勤務手当	
計	524,438	189	524,627		△12,600	12,789				

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	一般財源		区 分	金額	
					国県支出金	地方債			
2. 事務局費	82,309	82	82,391			82	4. 共済費	82 共済組合負担金	
計	83,871	82	83,953			82			

(単位：千円)

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	106,064	238	106,302			238	10. 需用費	238 光熱水費
計	135,557	238	135,795			238		

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	50,923	285	51,208			285	3. 職員手当等	125 時間外勤務手当 (再任用職員)
4. 自然休養村管理センター費	10,720	150	10,870			160	4. 共済費	共済組合負担金 90
計	110,409	435	110,844			150	10. 需用費	共済組合負担金 (再任用職員) 70 光熱水費
						435		

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

1. 保健体育総務費	46,569	191	46,760			191	3. 職員手当等	69 時間外勤務手当
3. 学校給食費	94,303	59	94,362			59	4. 共済費	122 共済組合負担金 (再任用職員)
計	219,179	250	219,429			250	4. 共済費	59 共済組合負担金 (再任用職員)

(款) 11. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定	財 源		区 分	金 額		
					国 庫 支 出 金	地 方 債				そ の 他
1. 農地等災害復旧費	32,308	4,720	37,028	2,360	1,600	708	52	14. 工事請負費	4,720	農地等災害復旧事業(補助・現年災)
計	32,978	4,720	37,698	2,360	1,600	708	52			

(款) 11. 災害復旧費 (項) 2. 公共土木施設災害復旧費

1. 道路橋梁等災害復旧費	5,075	1,900	6,975	933	400	567	13. 使用料及び賃借料	500	重機借上料
							14. 工事請負費	1,400	道路橋梁等災害復旧事業(補助・現年災)
計	5,075	1,900	6,975	933	400	567			

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区	分	職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計			
補正後	長等	3		22,164	7,012 (3.30)	6,701	35,877	2,861	38,738	
	議員	11	33,240		10,513 (3.30)		43,753	10,366	54,119	
	その他	805	22,400				22,400		22,400	
	計	819	55,640	22,164	17,525	6,701	102,030	13,227	115,257	
補正前	長等	3		22,164	7,012 (3.30)	6,701	35,877	2,811	38,688	
	議員	11	33,240		10,513 (3.30)		43,753	10,366	54,119	
	その他	805	22,400				22,400		22,400	
	計	819	55,640	22,164	17,525	6,701	102,030	13,177	115,207	
比較	長等							50	50	
	議員									
	その他									
	計							50	50	

2 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	99 (83)[9]	145,502	367,399	305,943	818,844	150,412	969,256
補正前	99 (83)[9]	145,355	367,399	303,224	815,978	148,678	964,656
比較	0 (0)[0]	147	0	2,719	2,866	1,734	4,600

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
の	補正後	16,302	106,907	62,940	4,630	7,272	3,510
	補正前	16,232	106,895	62,940	4,556	7,272	3,469
	比較	70	12	0	74	0	41

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
の	補正後		36,021	22	705	67,634
	補正前		33,717	22	585	67,536
	比較		2,304	0	120	98

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

[]内は再任用職員を外書きしたもの

了 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	99 [9]		350,353 [17,046]	273,621 [3,707]	623,974 [20,753]	739,164 [24,478]
補正前	99 [9]		350,353 [17,046]	271,027 [3,582]	621,380 [20,628]	735,404 [23,785]
比較	0 [0]		0 [0]	2,594 [125]	2,594 [125]	3,760 [693]

区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
補正前	16,232 [0]	76,439 [1,841]	61,657 [1,283]	4,556 [0]	7,272 [0]	3,311 [158]
比較	70 [0]	12 [0]	0 [0]	74 [0]	0 [0]	41 [0]

区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
補正前		33,417 [300]	22 [0]	585 [0]	67,536 [0]
比較		2,179 [125]	0 [0]	120 [0]	98 [0]

[]内は再任用職員を外書きしたものの再任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は9人)

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(84) 0	145,502		28,615	174,117	31,497	205,614
補正前	(84) 0	145,355		28,615	173,970	31,497	205,467
比較	(0) 0	147		0	147	0	147

職員手当の内訳	区分	手当				管理職手当	通勤手当
		扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当		
の	補正後		28,615				
	補正前		28,615				
	比較		0				

職員手当の内訳	区分	手当				退職手当組合負担金
		特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	
の	補正後					
	補正前					
	比較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたものの
 会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は81人)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当	2,594 [125]	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	扶養手当 70 期末手当 12 [0] 住居手当 74 通勤手当 41 [0] 時間外勤務手当 2,179 [125] 管理職員特別勤務手当 120 退職手当組合負担金 98	

[]内は再任用職員を外書きしたものの

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額		
1. 普 通 債	補 正 前 (A)	4,511,629	4,598,265	585,240	520,432	4,663,073
	補 正 (B)			△ 12,600		△ 12,600
	補 正 後 (C)	4,511,629	4,598,265	572,640	520,432	4,650,473
(9) そ の 他	補 正 前 (A)	3,605,390	3,595,543	284,440	396,918	3,483,065
	補 正 (B)			△ 12,600		△ 12,600
	補 正 後 (C)	3,605,390	3,595,543	271,840	396,918	3,470,465
うち過疎対策事業債	補 正 前 (A)	1,654,011	1,708,075	249,700	202,607	1,755,168
	補 正 (B)			△ 12,600		△ 12,600
	補 正 後 (C)	1,654,011	1,708,075	237,100	202,607	1,742,568
2. 災 害 復 旧 債	補 正 前 (A)	38,070	73,006	1,500	4,168	70,338
	補 正 (B)			2,000		2,000
	補 正 後 (C)	38,070	73,006	3,500	4,168	72,338
(1) 農 林 水 産	補 正 前 (A)	7,509	7,917	400	902	7,415
	補 正 (B)			1,600		1,600
	補 正 後 (C)	7,509	7,917	2,000	902	9,015
(2) 土 木	補 正 前 (A)	30,561	65,089	1,100	3,266	62,923
	補 正 (B)			400		400
	補 正 後 (C)	30,561	65,089	1,500	3,266	63,323
合 計	補 正 前 (A)	4,549,699	4,671,271	586,740	524,600	4,733,411
	補 正 (B)			△ 10,600		△ 10,600
	補 正 後 (C)	4,549,699	4,671,271	576,140	524,600	4,722,811

令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,275千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表、歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸収入		855	150	1,005
	2. 還付金及び還付加算金	253	150	403
歳入	合計	154,125	150	154,275

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 諸支出金		1,379	150	1,529
	1. 還付金及び還付加算金	253	150	403
歳出	合計	154,125	150	154,275

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
6. 諸収入	855	150	1,005	
歳入合計	154,125	150	154,275	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 国県支出金	定 財 源		
					地方債	その他	
4. 諸支出金	1,379	150	1,529		150		
歳出合計	154,125	150	154,275		150		

2 歳入

(款) 6. 諸収入 (項) 2. 還付金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 保険料還付金	203	150	353	1. 保険料還付金	150	保険料還付金	
計	253	150	403				

3 歳出

(款) 4. 諸支出金 (項) 1. 還付金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国県支出金	定 地方債	財 源		区 分	金 額	
						一般財源	その他			
1. 保険料還付 金	203	150	353			150	22. 償還金利 子及び割 引料	150	保険料還付金	
計	253	150	403			150				

令和 4 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 4 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,704 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,459,957 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 2 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 諸収入		2,086	15,704	17,790
	4. 雑入	2,082	15,704	17,786
歳入	合計	1,444,253	15,704	1,459,957

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		944,904	21,300	966,204
	1. 療養諸費	797,421	21,300	818,721
10. 予備費		115,896	△5,596	110,300
	1. 予備費	115,896	△5,596	110,300
歳出	合計	1,444,253	15,704	1,459,957

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
12. 諸収入	2,086	15,704	17,790	
歳入合計	1,444,253	15,704	1,459,957	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2. 保険給付費	944,904	21,300	966,204			21,300	
10. 予備費	115,896	△5,596	110,300			△5,596	
歳出合計	1,444,253	15,704	1,459,957			15,704	

2 歳入

(款) 12. 諸収入 (項) 4. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6. 過年度収入	0	15,704	15,704	1. 過年度収入	15,704	過年度収入
計	2,082	15,704	17,786			

3 歳 出

(款) 2. 保険給付費 (項) 1. 療養諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定	財 源		区 分	金 額		
					国県支出金	地方債				その他
1. 一般被保険者療養給付費	786,000	20,000	806,000				20,000	18. 負担金補助及び交付金	20,000	一般被保険者療養給付費負担金
3. 一般被保険者療養費	8,968	1,000	9,968				1,000	18. 負担金補助及び交付金	1,000	一般被保険者療養費負担金
5. 審査手数料	2,451	300	2,751				300	11. 役務費	300	手数料
計	797,421	21,300	818,721				21,300			

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	115,896	△5,596	110,300				△5,596			
計	115,896	△5,596	110,300				△5,596			

令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）

令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ582千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,539千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出

太良町長 永淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		34,406	582	34,988
	1. 一般会計繰入金	34,406	582	34,988
歳入	合計	47,957	582	48,539

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		30,188	582	30,770
	1. 事業費	30,188	582	30,770
歳出合計		47,957	582	48,539

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
4. 繰入金	34,406	582	34,988	
歳入合計	47,957	582	48,539	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 国県支出金	定 財 源	
					地方債	その他
1. 事業費	30,188	582	30,770		582	
歳 出 合 計	47,957	582	48,539		582	

2 歳入

(款) 4. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 一般会計繰入金	34,406	582	34,988	1. 一般会計繰入金	582	一般会計繰入金	
計	34,406	582	34,988				

3 歳出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特	定財源			区分	金額	
					国県支出金	地方債	その他			
2. 施設管理費	13,083	582	13,665			582		10. 需用費	582	光熱水費
計	30,188	582	30,770			582				

令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,614千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出

太良町長 永淵 孝 幸

歳入

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入		31,692	480	32,172
	2. 他会計補助金	734	35	769
	4. 雑入	0	445	445
歳入	合計	144,134	480	144,614

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		72,562	1,136	73,698
	2. 管理費	26,801	1,136	27,937
2. 事業外費用		3,254	△1,731	1,523
	1. 公債費	1,461	62	1,523
4. 予備費	2. 消費税	1,793	△1,793	0
		8,924	1,075	9,999
	1. 予備費	8,924	1,075	9,999
歳	合 計	144,134	480	144,614

歳入歳出補正予算事項別明細書

I 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 事業外収入	31,692	480	32,172	
歳入合計	144,134	480	144,614	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特	定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 事業費	72,562	1,136	73,698				1,136	
2. 事業外費用	3,254	△1,731	1,523			35	△1,766	
4. 予備費	8,924	1,075	9,999				1,075	
歳 出 合 計	144,134	480	144,614			35	445	

2 歳入

(款) 2. 事業外収入 (項) 2. 他会計補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 一般会計補助金	734	35	769	1. 一般会計補助金	35	一般会計補助金	
計	734	35	769				

(款) 2. 事業外収入 (項) 4. 雑入

1. 雑入	0	445	445	1. 雑入	445	消費税還付金	
計	0	445	445				

3 歳出

(款) 1. 事業費 (項) 2. 管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特	定			区	分	
					国県支出金	地方債	財源			
1. 管理費	26,801	1,136	27,937			一般財源	10. 需用費	1,136	光熱水費	
計	26,801	1,136	27,937			1,136				

(款) 2. 事業外費用 (項) 1. 公債費

1. 利子	1,461	62	1,523			35	27	22. 償還金利 子及び割 引料	62 起債利子 (経常的なもの)
計	1,461	62	1,523			35	27		

(款) 2. 事業外費用 (項) 2. 消費税

1. 消費税	1,793	△1,793	0				△1,793	26. 公課費	△1,793 消費税及び地方消費税
計	1,793	△1,793	0				△1,793		

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	8,924	1,075	9,999				1,075		
計	8,924	1,075	9,999				1,075		

議案第87号

令和4年度太良町水道事業会計補正予算(第4号)

第1条 令和4年度太良町水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事 業 費	56,500千円	0千円	56,500千円
第1項	営 業 費 用	45,974千円	420千円	46,394千円
第4項	予 備 費	8,186千円	△420千円	7,766千円

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 4 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説	明
1 事業費	1 営業費用		56,500	0	56,500		
		1 原水及び浄水費	45,974	420	46,394		
	4 予備費		7,006	420	7,426		
		1 予備費	8,186	△420	7,766		
収益的支出合計			56,500	0	56,500		

令和 4 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

(支 出)

(単 位 : 千 円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明
1 事業費		56,500	0	56,500			
1 営業費用		45,974	420	46,394			
	1. 原水及び浄水費	7,006	420	7,426			
					3 動力費	420	モーター動力料
4 予備費		8,186	△420	7,766			
	1 予備費	8,186	△420	7,766			
					i 予備費	△420	
収 益 の 支 出 合 計		56,500	0	56,500			

令和4年度 町立太良病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度町立太良病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧中「37,038千円」を「39,038千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		出	
(科 目)		(科 目)	
第1款	資本的収入	(既決予定額)	(補正予定額)
		297,151千円	299,151千円
第2項	出資金	59,206千円	2,000千円
			61,206千円
支 出			
(科 目)		(補正予定額)	
第1款	資本的支出	334,189千円	4,000千円
第1項	建設改良費	267,680千円	4,000千円
			271,680千円

令和4年12月2日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和4年度 町立太良病院事業会計予算実施計画書

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入			297,151	2,000	299,151
	2 出資金		59,206	2,000	61,206
		1 他会計出資金	59,206	2,000	61,206
資本的収入合計			297,151	2,000	299,151

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			334,189	4,000	338,189
	1 建設改良費		267,680	4,000	271,680
		1 建物改修費	237,540	4,000	241,540
資本的支出合計			334,189	4,000	338,189

令和4年度 町立太良病院事業会計補正予算説明書

資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 資本的収入		297,151	2,000	299,151			
2 出資金		59,206	2,000	61,206			
	1 他会計出資金	59,206	2,000	61,206	1 一般会計出資金	2,000	建設改良費
資本的収入合計		297,151	2,000	299,151			

(支出)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 資本的支出		334,189	4,000	338,189			
1 建設改良費		267,680	4,000	271,680			
	1 建物改修費	237,540	4,000	241,540	2 請負工事費	4,000	擁壁設置工事
資本的支出合計		334,189	4,000	338,189			

議案第89号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を太良町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和4年12月9日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

氏 名 松 尾 雅 晴

（提案理由）

令和4年12月23日をもって任期満了となる松尾雅晴氏を、再度教育委員会教育長として任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

議案第90号

教育委員会委員の任命について

下記の者を太良町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和4年12月9日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

氏 名 中 尾 浩 栄

（提案理由）

令和4年12月21日をもって任期満了となる中尾浩栄氏を、再度教育委員会委員に任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。